

令和５年度化学物質排出量・移動量の集計結果

秋田県環境管理課
令和７年３月

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、秋田県内の事業者から届出があった令和５年度の化学物質排出量・移動量の集計結果は、次のとおりです。

１ 排出量・移動量の届出状況

令和５年度に事業者が把握した化学物質の排出量及び移動量について、令和６年度に県内４５１事業所から届出がありました。業種別届出状況については、以下のとおりです。

表１ 業種別届出状況

業 種 名	届出数	業 種 名	届出数
金属鉱業	８	一般機械器具製造業	５
原油・天然ガス鉱業	３	電気機械器具製造業	３１
製造業	１１７	輸送用機械器具製造業	４
食料品製造業	２	精密機械器具製造業	５
酒類製造業	１	医療用機械器具・医療用品製造業	２
衣服・その他の繊維製品製造業	１	電気業	２
木材・木製品製造業	２	下水道業	３５
家具・装備品製造業	１	鉄道業	１
パルプ・紙・紙加工品製造業	１	倉庫業	２
出版・印刷・同関連産業	１	石油卸売業	１０
化学工業	８	燃料小売業	２２０
医薬品製造業	３	自動車整備業	１
石油製品・石炭製品製造業	１０	計量証明業	１
プラスチック製品製造業	２	一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る)	３２
窯業・土石製品製造業	５	産業廃棄物処分業	１３
鉄鋼業	４	医療業	１
非鉄金属製造業	７	高等教育機関	１
金属製品製造業	２１	自然科学研究所	４
		合 計	４５１

(参考) 届出事業者＝次の３つの要件全てに該当する事業者

- ①対象業種（製造業、金属鉱業等２４業種）を営む事業者、②常用雇用者数２１人以上の事業者、
- ③第一種指定化学物質の年間取扱量が１トン以上の事業所等を有する事業者

表２ 主な業種の事業所数の推移

業 種	事業所数		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
燃料小売業	２２０	２１１	２２０
製造業	１０８	１０９	１１７
廃棄物処理業	５０	４８	４５
下水道業	３６	３６	３５
その他の業種	３５	３０	３４
合 計	４４９	４３８	４５１

2 排出量・移動量の集計結果

(1) 届出排出量・届出移動量合計

秋田県に届出された排出量・移動量の合計は、4,084トンであり、その内訳は排出量2,764トン、移動量1,321トンです。

排出先・移動先の内訳をみると、事業所内での埋立処分量が2,309トン、事業所外への移動量が1,321トンと全体の約9割を占めています。

排出量・移動量の合計を前年度と比較すると143トン増加しており、事業所内での埋立処分量が増加したことが主な要因となっています。

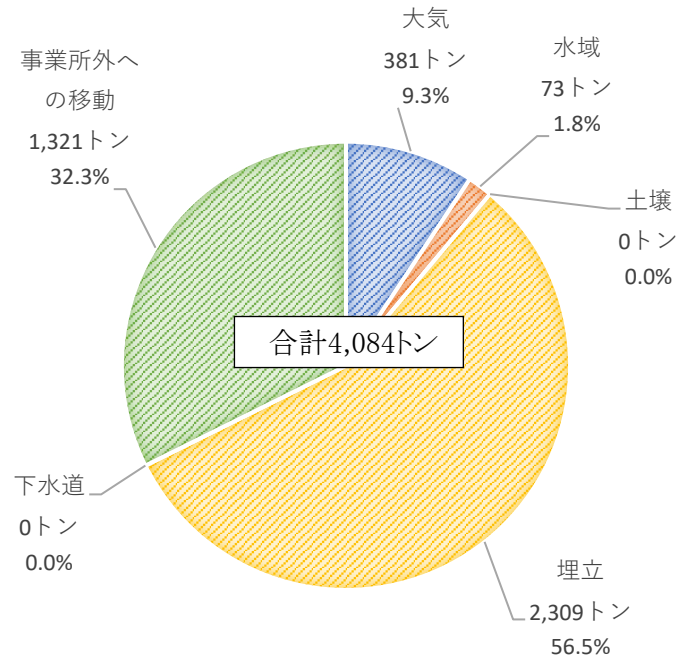


図1 排出量・移動量合計

表3 届出排出量・移動量の内訳

区 分		令和3年度 (トン/年)	令和4年度 (トン/年)	令和5年度 (トン/年)	構成比(%)
排出量	大気への排出	422	362	381	9.3
	公共用水域への排出	71	75	73	1.8
	土壌への排出	0	0	0	0
	事業所内での埋立処分	1,692	2,072	2,309	56.5
	小 計	2,185	2,509	2,764	67.7
移動量	事業所外への移動	1,381	1,432	1,321	32.3
	下水道への移動	0	0	0	0
	小 計	1,381	1,432	1,321	32.3
合 計		3,566	3,941	4,084	100.0

※1 1トン未満四捨五入により、土壌への排出量及び下水道への移動量が0トン/年(構成比0%)となっています。

※2 本文中の図表合計値は、端数処理の関係で各項目の和とは一致しない場合があります。(以下、同様)

(2) 届出排出量・届出移動量物質別内訳

排出量・移動量合計における上位5物質については、以下のとおりです。上位5物質で全体の78.7%を占めています。

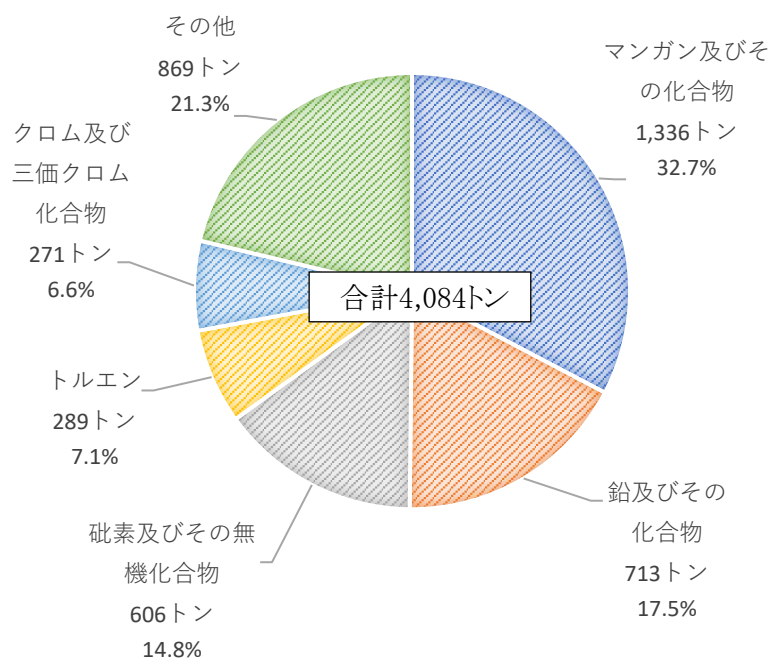


図2 排出量・移動量合計上位5物質

(2) — 1 大気への排出量

大気への排出量の合計は、381トンであり、全体の9.3%にあたります。大気へ排出された上位5物質は以下のとおりです。上位5物質で全体の85.7%を占めています。

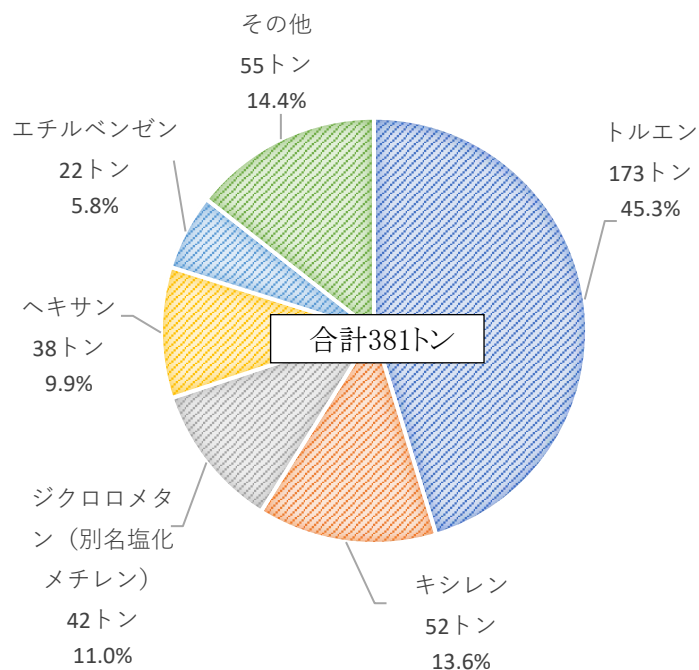


図3 大気への排出量上位5物質

（２）－２ 水域への排出量

公共用水域への排出量は７３トンであり、全体の１．８％にあたります。公共用水域へ排出された上位４物質は以下のとおりです。上位４物質で全体の９０．１％を占めています。

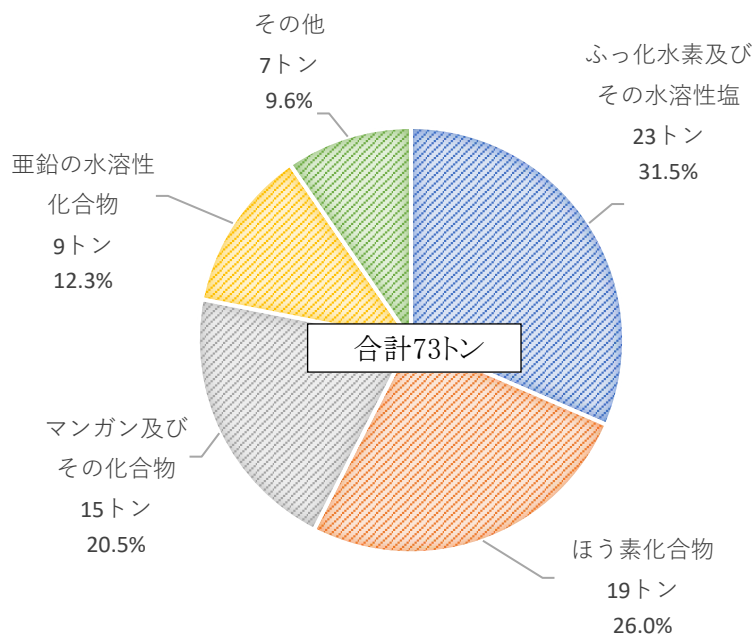


図４ 公共用水域への排出量上位４物質

（２）－３ 事業所内への埋立処分量

事業所内への埋立処分量は、２，３０９トンであり、全体の５６．５％にあたります。事業所内へ埋立処分された上位５物質については以下のとおりです。上位５物質で全体の９５．６％を占めています。

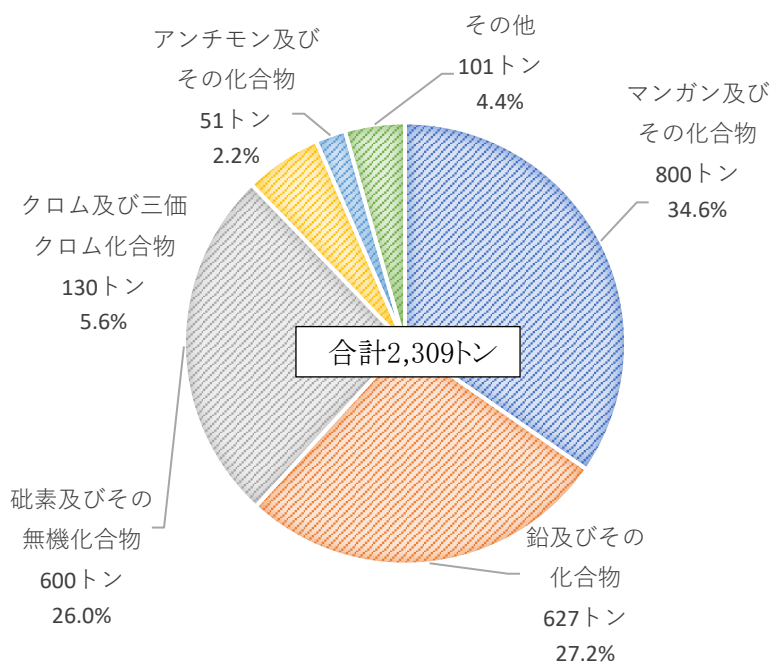


図５ 事業所内への埋立処分量上位５物質

(2) - 4 届出排出量合計

排出量の合計は、2,764トンであり、全体の67.7%にあたります。届出排出量合計の上位5物質については以下のとおりです。上位5物質で全体の84.9%を占めています。

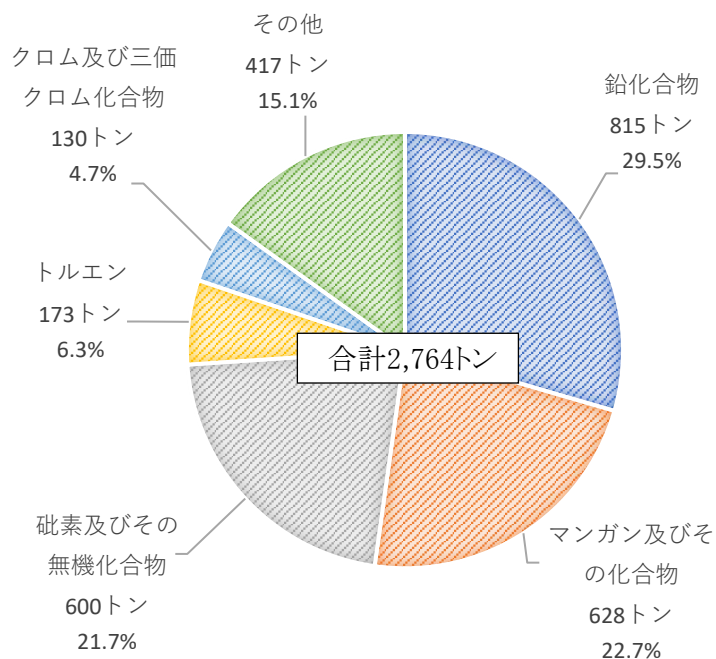


図6 届出排出量合計上位5物質

(2) - 5 事業所外への移動量

事業所外への移動量は、1,321トンであり、全体の32.3%にあたります。事業所外へ移動した上位5物質は以下のとおりです。上位5物質で全体の72.7%を占めています。

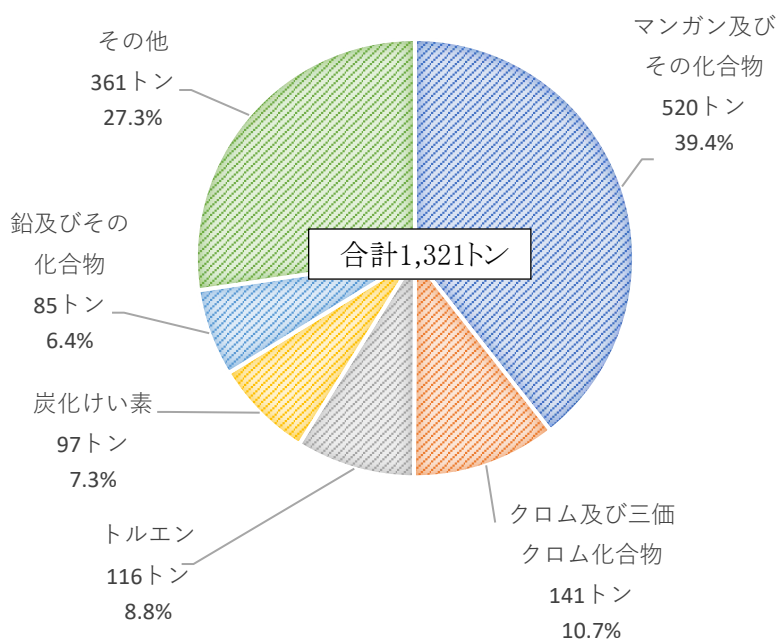


図7 事業所外への移動量上位5物質

3 届出外排出量集計結果

環境省及び経済産業省では、届出対象事業者から届出があった排出量以外の対象化学物質の環境への排出量について、各種データ等から推計しております。環境省及び経済産業省が推計した届出外排出量のうち、秋田県分は2, 2 7 2 トンでした。

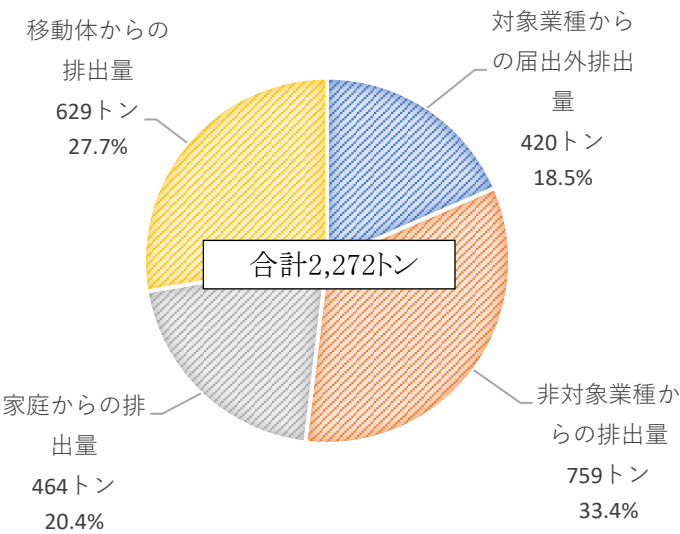


図 8 届出外排出量内訳

表 4 届出外排出量の内訳

区 分	令和 3 年度 (トン/年)	令和 4 年度 (トン/年)	令和 5 年度 (トン/年)	
				構成比(%)
対象業種からの届出外排出量 (※1)	408	421	420	18.5
非対象業種からの排出量 (※2)	603	551	759	33.4
家庭からの排出量 (※3)	425	401	464	20.4
移動体からの排出量 (※4)	629	625	629	27.7
合 計	2,065	1,999	2,272	100.0

※ 1 対象業種に属する事業を営むが、従業員数、年間取扱量その他の要件を満たさないため、届出対象とならない事業者からの排出量（従業員 2 1 人未満、年間取扱量 1 トン未満）
 ※ 2 対象業種以外の業種に属する事業を営む事業者からの排出量（農業、林業、ゴルフ場等、建物サービス、建設業等、飲食業等、漁業等、汎用エンジン、その他）
 ※ 3 農薬、殺虫剤、接着剤、塗料、洗浄剤、防虫剤・消臭剤、たばこの煙、化粧品、その他からの排出量
 ※ 4 自動車、二輪車、特殊自動車、船舶、鉄道車両、航空機からの排出量

4 届出排出量と届出外排出量の合計

秋田県内の届出排出量及び届出外排出量の合計は、5,036トンであり、その内訳は届出排出量（集計値）が2,764トン、届出外排出量（推計値）が2,272トンでした。排出された上位5物質については、以下のとおりです。上位5物質で全体の58.6%を占めています。

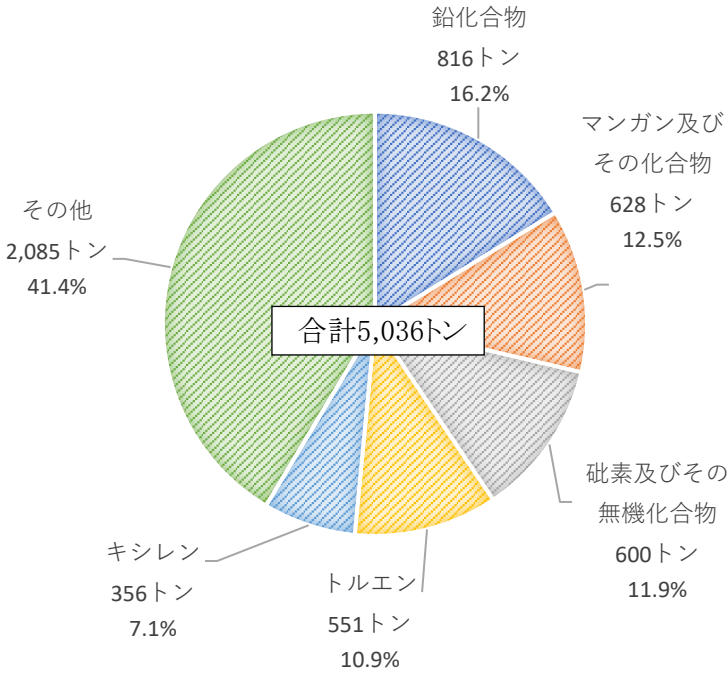


図9 届出排出量及び届出外排出量合計上位5物質

表5 届出排出量と届出外排出量の合計

区 分	令和3年度 (トン/年)	令和4年度 (トン/年)	令和5年度 (トン/年)	構成比(%)
届出排出量（集計値）	2,185	2,509	2,764	54.9
届出外排出量（推計値）	2,065	1,999	2,272	45.1
合 計	4,250	4,507	5,036	100.0